

○遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則

平成17年10月1日

規則第 145号

改正 平成19年3月23日規則第20号

平成22年3月25日規則第8号

令和3年3月31日規則第6号

令和3年10月1日規則第26号

令和4年3月11日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、遠野市中小企業振興資金融資金あっせん条例（平成17年遠野市条例第120号。以下「条例」という。）により、中小企業振興資金融資金（以下「融資金」という。）の貸付けをした金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、市が利子補給を行い、もって中小企業の振興育成に資することを目的とする。

(利子補給の対象)

第2条 利子補給の対象とする融資金は、その種類及び用途に応じ、条例第6条に規定する融資限度額の範囲内において貸付けをした融資金とし、当該融資金に対する利子補給の期間は、その種類及び用途に応じ、条例第7条に規定する償還期間とする。

(利子補給契約)

第3条 利子補給は、市長が取扱金融機関との間に締結する利子補給契約に定めるところにより行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間におけるそれぞれの融資金（延滞金を除く。）の額に条例第17条第2項又は第3項に規定する利子補給の割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 条例第17条第3項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第52条第4項に規定する先端設備等導入計画（平成30年6月6日から令和3年6月15日までの間に生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第4項に規定する先端設備等導入計画を含む。）の認定を受けた者
- (2) 地域未来牽引企業選定実施要領（地域未来牽引企業を選定することに関して経済産業大臣が定める事項をいう。）の被選定者

3 前2項の規定にかかわらず、条例第15条の規定により償還期間を延長したときは、当該延長した償還期間に係る利子補給は、行わない。

(利子補給金の請求及び支払)

第5条 取扱金融機関は、利子補給金を請求しようとするときは、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るものについては7月31日までに、10月1日から12月31日までの期間に係るものについては翌年1月31日までに遠野市中小企業振興資金融資金利子補給金請求書（様式第3号）に利子補給金計算書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合において当該請求の内容を適当と認めるときは、当該請

求があった日から30日以内に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第6条 市長は、利子補給に係る資金を借り受けた者が次のいずれかに該当するときは、取扱金融機関に対する利子補給を打ち切ることができる。

- (1) 条例及びこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 融資金を融資の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 融資金の償還を3箇月以上怠ったとき。
- (4) 市内に住所又は事業所を有しなくなったとき。
- (5) 納期の到来した市税の滞納があるとき。
- (6) その他不正の事実があったとき。

2 市長は、取扱金融機関の責めに帰すべき理由により取扱金融機関が第3条の利子補給契約に違反したときは、取扱金融機関に対し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告等)

第7条 取扱金融機関は、市長が利子補給に係る中小企業振興資金の融資に関し報告を求めたときは、これに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則(平成4年遠野市規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月23日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受理した申請に係る利子補給金から適用し、施行日前に受理した申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月25日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 遠野市中小企業振興資金融資金あっせん条例の一部を改正する条例(平成22年遠野市条例第9号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の遠野市中小企業振興資金融資金あっせん条例の特例措置に関する条例(平成17年遠野市条例第121号)第2条の規定による融資金の償還期間の特例及び第3条の規定によ

る利子補給の特例措置を受けている者については、改正前の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則（以下「改正前の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第2条中「条例第6条及び第7条」とあるのは「遠野市中小企業振興資金融資金あっせん条例の一部を改正する条例（平成22年遠野市条例第9号。以下「改正条例」という。）による改正前の条例第6条及び改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧遠野市中小企業振興資金融資金あっせん条例の特例措置に関する条例（平成17年遠野市条例第121号）第2条」と、改正前の規則第4条中「条例第17条」とあるのは「改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧遠野市中小企業振興資金融資金あっせん条例の特例措置に関する条例第3条」と、改正前の規則第6条第1号中「条例」とあるのは「改正条例による改正前の条例」と読み替えるものとする。

- 3 改正後の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則の規定は、施行日以後に融資のあっせんの決定を受けた者に係る利子補給から適用し、施行日前に融資のあっせんの決定を受けた者に係る利子補給については、前項に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した申請に係る利子補給金から適用し、施行日前に受理した申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月1日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した申請に係る利子補給金から適用し、施行日前に受理した申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月11日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した申請に係る利子補給金から適用し、施行日前に受理した申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。